

# 月刊☆里親だより

第55号 2014年5月10日(土) (公財)全国里親会

## ◆全国里親会のメーリングにご参加ください

全国里親会では里親制度などに関する自由な意見交流の場としてメーリングを管理運営しており、現在340名ほどが利用しています。まだ利用されていない方はぜひご参加ください。申し込みについてはこのアドレスまで。join-zensato857.Kj2N@ml.freeml.com

## ◆運営委員会を開催

全国里親会は4月24日(木)、運営委員会を開催しました。ブロックからいただいた要望を取りまとめたほか、5月に予定している理事会、評議員会に提案する議題の詰めを行いました。

## ◆厚生労働省に要望

5月8日(木)、星野会長、木ノ内副会長、清水事務局長が厚生労働省家庭福祉課を訪問し、「平成26年度里親関係要望書」を説明し、下記のような要望をしてみました。

### 1. 里親制度の普及と新規里親の開拓について

既に、社会的養護における家庭養護の割合を今後3割に増やす方針が打ち出されていますが、里親制度については十分に周知されているとは言えません。里親制度を社会に広く知らせ、中長期の方針に見合う里親開拓の計画を示していただきたい。

また、特に学校等における里親制度の理解不足のため、養育におけるさまざまな誤解があり、多くの里親や児童に混乱が生じております。里親制度の普及促進のため、教育界に対する児童福祉制度の徹底について、ご検討いただきたい。

### 2. 委託の促進について

1) 里親委託ガイドライン及び児童相談所運営要綱で“里親委託優先の原則”が謳われておりますが、まだまだ各地域において完全に実行に移されているとは言えません。

“里親委託優先の原則”が掛け声に終わらないよう施策の徹底をお願いしたい。

特に新生児を含む乳幼児の里親委託を促進するための目標を掲げていただきたい。

2) 子どもの委託にあたっては、親権の主張などによって子どもの利益が損なわれないようにしていただきたい。

### 3. 養子縁組に関して

特別養子縁組に見られるように、養子縁組制度は社会的養護と深く関係しており、国連のガイドラインにおいてもパーマネンシーの観点から養子縁組制度は推奨されています。

地域によっては児童相談所が養子縁組の取り組みに消極的であったりしていますが、養子縁組を社会的養護に組み入れていただき、養子縁組希望里親に対しては養育里親と同様の取り扱いとし、審判決定後、養子縁組が成立してからも子どもの養育等に関し支援が続けられるよう仕組みについて検討いただきたい。

### 4. 新しい里親制度の創設について

週末里親や季節里親の取り組みは広く全国的に行われておりますが、里親登録をしていない者が「季節里親」等里親を名乗るなど、それぞれの地域でまちまちの運用をしております。

週末・季節里親の実態を調査し、里親制度の一つに位置付けるなど制度として機能するよう検討していただきたい。

### 5. 里親手当の引き上げ等について

- 1) 里親手当は、2人目以降は減額されていますが、1人目と同額の里親手当を支給していただきたい。
- 2) 親族里親についても里親手当を支給していただきたい。
- 3) 登録里親の更新研修等の交通費や未委託里親の委託児童の面会などに要する交通費を出していただきたい。
- 4) 里親損害賠償保険の保険料については、自治体の独自事業として全額を助成している地域もありますが、委託児童にかかる経費として措置費の対象経費に計上していただきたい。
- 5) 近年、障害や慢性病をもった子どもが、集団養育になじまないとして里親に委託されるケースが増えています。里親手当に加算するなど里親家庭の負担軽減について検討をしていただきたい。
- 6) 養育里親に障害児や被虐待児童が委託されているケースがあるなど、専門里親の認定(研修を含む)や委託について課題も多く、専門里親制度について、全面的な見直しをしていただきたい。

また、手当等についても、子どもの現状に見合った加算制度を取り入れるなどの措置を講じていただきたい。

#### 6. 措置延長について

- 1) 進学や就職ができない、障害があるなどのため、20歳までの措置延長について、自治体に徹底していただきたい。また“必要と認められる場合”の定義について、具体的に定めていただきたい。
- 2) 自宅を出て進学先の寮・アパートで暮らす場合などに対しても、監護権の行使が認められる場合は、措置延長を認めていただきたい。
- 3) 満年齢で措置解除となり、障害者職業訓練校などに進む場合、支度費が出ない場合があるが、支給対象とするよう徹底していただきたい。

#### 7. その他

- 1) 発達障害やPTSDなどについて調査研究を行うとともに、治療を受けやすい環境整備について検討いただきたい。
- 2) 里親家庭で養育されている子どもについても育児・介護休業法の対象としていただきたい。
- 3) 保護された子どもが同じ学校などに通学できるよう、一時保護に里親を活用していただきたい。  
また、そのための校区単位での計画的な里親開拓をしていただきたい。
- 4) 未成年後見人の制度を充実していただきたい。国は法人後見人を打ち出しています。そのための制度整備をしていただきたい。
- 5) ペットの里親など里親という呼称が犬や猫、植木や道路などに使われており、その都度子どもへの影響について配慮するよう申し入れておりますが、「里親」という言葉を名称独占とするなどの措置を講じていただきたい。

### ◆ヒューマン・ライツ・ウォッチが日本の社会的養護に提言

世界中の人々の権利と尊厳を守るために活動しているNGOヒューマン・ライツ・ウォッチが、日本の社会的養護を調査し5月1日(木)、マスコミ発表を行いました。「夢がもてない——日本における社会的養護下の子どもたち」と題したレポートを作成。国際基準である家庭養護が日本でなぜ進まないか、国会と厚生労働省への提言を行っています。

レポートとともに映像も作成しており、ネット上に

公開しています。 <http://www.hrw.org/ja>

### ◆養子の日が決まりました

4月26日(土)、東京の日本財団大会議室で、一般社団法人全国養子縁組団体協議会主催の「第1回養子の日記念 養子縁組団体フォーラム」が開催されました。

今年から、4月4日を養子の日とし、4月を養子縁組啓発月間として活動することが決まりました。

### ◆養子縁組あっせん事業の指導についての通知

5月1日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で都道府県知事などに「養子縁組あっせん事業の指導について」と「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導などについて」が通知されました。

子どもの最善の利益が考慮されていること、養子縁組のあっせんについては営利を目的にしないこと、第2種社会福祉事業の規制に服すること、その他あっせんの際に留意することなどが書かれています。

### ◆東北ブロック大会の日程変更

東北ブロック大会の開催は7月19日(土)20日(日)の予定でしたが8月2日(土)3日(日)に変更になりました。会場は変わりません。

### ◆子ども虐待防止世界会議が開かれます

子ども虐待防止世界会議「第20回ISPCAN世界大会」が今年9月14日(日)～17日(水)、名古屋国際会議場で開催されます。

<http://www.ispcancongress2014.org/>

### ◆ファミリーホーム全国研究大会が開かれます

日本ファミリーホーム協議会は、第9回ファミリーホーム全国研究大会を8月2日(土)3日(日)、ガトーキングダムサッポロ(北海道札幌市)で開催します。

#### <お願い>

「月刊里親だより」では地域の里親会の活動や里親の子育て事例などを求めています。全国里親会まで情報をお寄せください。

[info@zensato.or.jp](mailto:info@zensato.or.jp)(木ノ内まで)